

保企第3250号  
令和8年3月12日

大阪府医療審議会  
会長 加納 康至 様

大阪府知事 吉村 洋文



大阪府地域医療構想の見直しについて(諮問)

本府が医療法第30条の4第2項の規定に基づき平成28年3月に策定した地域医療構想について、医療法改正(医療法等の一部を改正する法律、令和7年12月12日公布、令和9年4月1日施行)に伴い、改正後医療法第30条の3の3第1項及び第10項に基づき、見直しを行うこととなります。

つきましては、改正後医療法第30条の3の3第8項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(担当)

大阪府 健康医療部 保健医療室

保健医療企画課 計画推進グループ 大石

TEL:06-6944-6028